

大阪市立保育所の民間委託に関する主なQ & A

1. 共通するもの

番号	項目	質問内容	回答	掲載日
1-1	園舎の耐震補強について	園舎の耐震補強工事の必要はありませんか。	・大阪市立保育所では全園舎について耐震補強の必要性について確認を行い、基準を満たさなかった建物については、すでに対策を完了しています。	7月21日
1-2	駐車場・駐輪場について	保育所には駐車場・駐輪場はありますか。	・大阪市立保育所には、駐車場は設置していません。 ・今回募集している3か所には、保護者用駐輪場は設置していません。	7月21日
1-3	利用定員について	利用定員は、委託先法人において自由に設定できますか。	・委託1年目の利用定員については、原則、募集要項 5頁に掲載している人数となります。 ・2年目以降については、実績を踏まえて変更する場合があります。	7月21日
1-4	備品について	委託後、現在の保育備品はどうされるのか	・委託前に、委託先法人とも相談の上、不要な物品は本市が処分します。 ・リース契約に基づき使用している物品（PC、コピー機、FAX等）など、一部貸与できない物品もありますが、委託開始時、当該保育所内にある備品は、概ね委託先法人の希望に応じて無償貸与しますので使用していただけます。 ・また、委託後に貸与した備品が故障等により使用できなくなった場合は、委託先法人の方で修理していただきます。 ・修理ができない等、買換えを要する場合は、代替品を委託先法人の方で購入していただくこととなりますが、その場合、代替品の所有権は本市に帰属することとなります。 ・なお不用となった備品を廃棄するときは、事前に本市の承諾を得て、法人の方で実施してください。 (参考：募集要項 42・46頁)	7月21日
1-5	修繕について	委託後、補修の必要な箇所が判明した場合はどのようなになるのか	・原則、委託前に判明している不具合については、委託開始までに市の方で必要な補修を行います。 ・委託後に判明した場合は、建物の躯体に関わる箇所（屋上防水や外壁など）は市の負担で補修します。その他の不具合は、委託契約に基づき、基本的に法人側で対応していただくこととなります。 (参考：募集要項 41・42・46頁)	7月21日

大阪市立保育所の民間委託に関する主なQ & A

1. 共通するもの

番号	項目	質問内容	回答	掲載日									
1-6	様式6について	運営する保育所等が多く、全国に分散している場合も、様式6は全ての認可保育所等について記載が必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・様式6については、原則、全ての認可保育所等について記載することとしていますが、運営する認可保育所等が20か所を超える場合は、次のとおり記載を省略することができることとします。 ・近畿圏（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）内の認可保育所等は、全ての園について記載してください。 ・その他の都道府県の保育所等については、都道府県ごとに箇所数を記載してください。 （記載例） <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>A県</td> <td>認可保育所</td> <td>○か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>認定こども園</td> <td>か所</td> </tr> <tr> <td>B県</td> <td>認可保育所</td> <td>か所</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし記載を省略する場合、実地調査対象園は近畿圏内の認可保育所等から選択することとなります。 	A県	認可保育所	○か所		認定こども園	か所	B県	認可保育所	か所	7月28日
A県	認可保育所	○か所											
	認定こども園	か所											
B県	認可保育所	か所											
1-7	法人格による差異について	これまでの公設民営化は全て社会福祉法人に委託されていますが、法人格によって評点差異が生じる審査内容・選定基準になっているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格によって差異が生じる選定内容や審査基準になっているとは考えていません。 	7月28日									
1-8	契約の更新について	委託契約を更新しない場合は「2年以上前にお知らせ」とありますが、これは委託から移管に移行する場合であると解釈しております。委託契約のまま現事業者との委託契約を更新しない場合は、何か月前までに通知いただけますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・天変地異により保育所運営が困難となる場合等を除き、本市の都合により契約を更新しない場合、委託先法人には2年以上前にその旨をお知らせします。 	7月28日									
1-9	年齢別定員構成の変更について	民営化後、年齢別定員構成は変更可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託後、本市と協議し承諾を得たうえであれば、翌年度の年齢別定員構成を変更することは可能です。 	7月28日									
1-10	建替移管について	資料12には、現状移管の場合、現委託先法人に移管意思確認した上で、公募ではなく審査とありますが、建替移管の場合も同様でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・公設置民営保育所（民間委託）を建替移管する際は、移管対象保育所として公表後、当該保育所の委託先法人以外の参加意思を確認する「事前確認」を行います。 ・当該保育所の委託先法人以外に参加を希望する法人がない場合は、公募を実施せず選定会議において委託先法人について一括審査を行い、移管先法人を選定します。 ・別に参加を希望する法人がある場合は、公表の翌年度、公募による選定を実施することとなります。 	7月28日									

大阪市立保育所の民間委託に関する主なQ & A

1. 共通するもの

番号	項目	質問内容	回答	掲載日
1-11	徴収金について	現在保育所で徴収しているマットリース以外の費用徴収は可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・委託開始時において、新規の費用徴収はできません。 ・翌年度以降については、保護者の同意を得て、本市が承諾すれば、新規の費用徴収も可能となります。 	7月30日
1-12	調理室について	調理室内にある設備一覧をご提示頂けますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育所においては、概ね次の設備を整備しています。 ガス給湯器・冷蔵庫・冷凍庫・ガスコンロ・包丁殺菌庫・消毒保管庫・炊飯器・ガスオープン 	7月30日
1-13	加配について	保育士の加配、看護師の加配について、対応はされているのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士については、必要な加配については対応しています。 ・大阪市の公設置公営保育所においては、看護師については、複数保育所への巡回により対応しています。 ・委託後については、保育士等が加配された場合、民間保育所と同様の基準により委託料の加算を行います。 	7月30日
1-14	関係機関について	連携している障がい児支援施設はございますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市の公設置公営保育所においては、大阪市立こども相談センターをはじめ、様々な施設と連携を行っています。 	7月30日

大阪市立保育所の民間委託に関する主なQ & A

2. 保育所ごとの個別質問に関するもの

番号	項目	質問内容	回答	掲載日
2-1	加美第1保育所について	入所児童の保護者が外国籍の家庭はありますか。その場合、母国はどこですか。また日常の日本語理解やコミュニケーションなどについてはどうしていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度においては、ベトナム籍の世帯が多く（5世帯）、次いで中国籍の世帯も数世帯の在籍があります。 ・中には日本語で支障なく意思疎通できる保護者もいらっしゃるものの、意思疎通に工夫を要する保護者もいらっしゃいます。 ・通訳機を使用しなければならないほどではありませんが、細かい部分での意思疎通が難しい場合があります。 	7月21日
2-2	加美第1保育所について	例年、特に取り組んでいる活動等がありますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児においては、ここ数年、太鼓やパーランクー、竹馬などに取り組んでいます。 	7月21日
2-3	加美第1保育所について	入所児童はどの辺りから通ってきていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・年によって違いますが、JR平野駅周辺や、加美北から通っている児童もいます。 	7月21日
2-4	北津守保育所について	入所児童の保護者が外国籍の家庭はありますか。その場合、日常の日本語理解やコミュニケーションなどについてはどうしていますか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の入所児童については、3分の1程度が外国籍の方で、保育所からの連絡や通知をひらがな表記にしたり、通訳機を使用するなどしてコミュニケーションを図っています。 	7月21日
2-5	加美第1保育所について	現在の認可定員が118名、民間委託後は100名で設定の方針ですが、今後更に児童数減少とそれに伴う定員縮小を予想されていますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国においては少子高齢化の傾向にあり、またコロナ禍の影響を受け新生児出生数が減少しています。 ・また児童数以外にも、様々な要因が地域の保育ニーズに影響する可能性があります。 ・そのため将来的な定員縮小の可能性は否定できないものの、この間当該地域においては一定程度の保育ニーズが存在しており、今後10年程度の期間において著しく減少する可能性は低いと考えています。 	7月28日
2-6	加美第1保育所について	各部屋の面積が分かるもの（資料等）がございましたら、ご提示頂けますでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在使用している各保育室については、以下のとおりです。 0歳児：9.7㎡、1歳児：35.8㎡、ほふく室：11.6㎡、2歳児：36.3㎡、3歳児：82.7㎡、4歳児：69.3㎡、5歳児：69.3㎡ 	7月30日
2-7	加美第1保育所について	発達障がいのある児童はどの程度いらっしゃるのでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、3～6名程度の在籍があり、様々なニーズへの対応のため、1～2名程度の加配保育士の配置が望ましいと考えます。 	7月30日